

議 案

第 1 号議案 2019 年度活動方針(案)に関する件

第 1 号議案

連合兵庫 2019 年度活動方針(案)に関する件

～ 次の飛躍へ 確かな一歩を ～

【はじめに】

連合兵庫は、2017 年 10 月 30 日開催の第 16 回定期大会において 2018～2019 年度 2 年間の運動方針を確認した。後半年度である 2019 年度は、既確認の運動方針に基づく諸活動を展開することが基本であるが、前半年度の取り組み課題や情勢変化も踏まえつつ、あらためて簡潔に活動方針（案）として整理し、提起する。

【 総 論 】

1. 結成 30 年の節目を控え、次代に向け組織・財政・役員体制等の基盤整備を

連合兵庫は、この兵庫の地において、「働く人々の雇用と暮らしを守り、労働諸条件と社会的地位の維持・向上をはかる」ことを目的に、1989 年 12 月 22 日に結成され、2019 年に 30 周年の節目を迎える。

私たちは現在を預かる者として、先達が組織力を磨き刻苦精励し築かれた良き伝統を受け継ぎつつ、そして適宜情勢を踏まえ活動や体制を強化・整備しながら、次代も視野において、めざすべき目的達成への取り組み努力を重ねていく。

（1）新地協体制の確立

連合兵庫は、中長期的な視点で、今後とも地域に顔の見える運動の継続・強化の観点から、地域協議会活動に欠かせない継続的な専従役員の配置、活動面の裏付けとしての県連合の財政健全化といった課題を克服すべく、2019 年 11 月を目途に 5 地域協議会体制に移行する。

既に前半年度において、各検討委員会やプロジェクトを通じ、課題の洗い出しと対応の策定など、きめ細やかな検討を重ね、移行への一定の目途をつけてきた。引き続き細部に至るまでの準備を進め、結成 30 年を機に運動の礎を一層確かなものとしていかねばならない。

（2）役員・機関会議への女性参画率の向上

連合兵庫は、男女が対等・平等で人権が尊重され、誰もが働きやすく暮らしやすい

社会の実現への歩みを進めるべく、「第3次男女平等参画推進計画（2013～2020年）」に取り組んでいる。本計画の最終目標は、女性役員選出組織100%、連合兵庫の役員・機関会議の女性参画率30%をめざす計画であるが、このままでは目標達成を見通せないのが率直な実態である。

各加盟組織それぞれに事情があり取り組み期間内での目標達成の厳しさは想定できるものの、本計画は連合兵庫の総意によるものであることや組織財政課題検討懇話会で方向性が導き出されたことも踏まえ、まずは足がかりとして、執行委員会へのクオータ制の導入によって、機関会議への女性参画率を向上させていく。

（3）組織財政課題検討懇話会による検討

組織財政課題検討懇話会は、第15期に続き第16期も設置し、組織・財政面の根幹にかかわる課題数件の改善方向を議論してきた。また、これまで同懇話会で導き出された課題改善の方向性を大切に、具体的な対策実施に取り組んできている。

第16期後半年度は、同懇話会を場に、残された課題である「（一財）兵庫勤労福祉センター運営のあり方」について、県連合の財政基盤に密接に関わる課題として、専門家による教示も受けつつ積極的に議論し、今後の方向性を導き出し、将来不安の要素を解消することが重要である。

（4）結成30周年事業プロジェクトの発足

2019年12月に連合兵庫結成30年を迎える。この節目を現役として迎えることのできるめぐり合わせを大切に、「先達が築いてこられた歴史に学び、次代の運動を育む」に主旨をおいた記念事業を検討・実施すべく、結成30周年事業プロジェクトを発足する。

また同プロジェクトでは、伝統ある行事を引き続き中止せざるを得ない経過等も踏まえ、連合兵庫における「今後のレクリエーション機能のあり方」も併せ検討する。

2. 組織の求心力と社会の共感・広がりにつながる運動を

私たちが思い描きそしてめざす社会の姿は、「働くことを軸とする安心社会」である。その実現に求められるのは、仲間の拡大と一枚岩となる求心力、そしてすべての仲間が運動の担い手となり広く社会に存在意義を示す力の発揮である。

（1）総がかりで「40万連合兵庫」実現を

連合兵庫が組織拡大を掲げる背景は、「働く者・生活者の不安を払拭し頼りになる存在」としての使命を果たすこと、また「より多くの仲間の力の結集で政策実現を果たす」ことにある。

しかし、兵庫県の労働組合組織率は20%を割り込み、雇用不安や将来不安を感じている人達をはじめ、広く社会に私たちのメッセージは届いていない。

目標として掲げる2020年「40万連合兵庫」の実現にむけ、未組織企業や非正規

労働者の組織化、未加盟組合の加入促進など、構成組織・地域協議会総がかりでの取り組みが求められている。

(2) 情報発信力の強化による共感と広がりのある運動展開で

組織内の求心力を高めるにも社会の共感を得るにも、情報伝達が極めて重要な活動であり、連合兵庫の組織力や存在感を左右すると言っても過言ではない。それだけに、連合の考え方や活動については、ホームページ・Facebook・NEOシステムなどすべての手段を活用し正確かつタイムリーに発信する。併せて伝達行動として、組織内対話の強化、県下全域での街宣行動の継続や積極的なマスコミ対応などにより、組織力強化にとどまらず、社会に連合兵庫の存在意義を広め高めることが何よりも重要である。

また、近年の自然災害頻度や被災状況に鑑みれば、社会貢献という点で、「災害時対応マニュアル」を整備し、「緊急災害支援ボランティア運営要綱」にもとづく災害ボランティアネットワークの確立が急がれる。併せて、助け合い運動の深化と組織力強化を目的とする「自然災害救援基金『絆』」の取り組みの強化の重要性も増している。

3. 「底上げ・底支え」「格差是正」および「働き方改革」の実効性向上を

2018 春季生活闘争は、引き続き「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を推し進め、その結果、昨年を上回る組合が賃上げを獲得し、規模間・雇用形態間・男女間の格差是正も前進が見られた。一方、こうした成果の背景には、深刻な人手不足により、経営側が人材確保・定着にむけた賃上げの必要性を強く意識していたことも認識しておく必要がある。

また同時に今春季闘争では、多くの組合が「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に取り組み、長時間労働の是正や均等待遇の実現など一定の成果をあげてきた。

2019 春季生活闘争では、こうした「底上げ・底支え」「格差是正」の流れを継続していくことや、「働き方改革関連法」の成立を受け、働き方改革への労使の取り組みが一層迫られている。

(1) 2019 春季生活闘争

2019 春季生活闘争に向け本部は、個別賃金要求を軸とした闘争への転換の足がかりとなる個別賃金データの収集とデータ公開に向けた運動の強化、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」運動の継続・強化、非正規労働者の労働条件の向上、長時間労働の是正や均等待遇実現に向けたさらなる職場の基盤強化策などについて検討するとしており、検討状況を注視していくとともに、方針の共有化に努めていく。

(2) 実効ある働き方改革にむけて

第 196 回通常国会で成立した「働き方改革関連法」は、連合の求めてきた「罰則

付の時間外労働の上限規制」、「中小企業における 60 時間超の時間外労働の割増賃金率に対する猶予措置の撤廃」、「雇用形態間における不合理な格差の解消に向けた同一労働同一賃金の法整備」などが実現する一方で、労働基準法上の労働時間規制を適用せず長時間労働を助長しかねない「高度プロフェッショナル制度」も創設された。

働き方改革は、今後、職場を熟知する労使によって、法令遵守はもちろんのこと、「健全で、安全で、働きがいのある職場をつくる」ための真摯な議論を積み重ね実効を上げていくことが何よりも重要である。

4. 政策実現にむけ参議院選挙・統一地方選挙に全力を

働く者・生活者の立場にたった政策制度要求や生活諸課題の改善には、各級推薦議員との連携が不可欠であり、連合として、働く者の立場から、昨秋以前は民進党を基軸に政策立案や政策実現の観点から密接に連携してきた。しかし、その民進党が分裂したことで、連合が推薦・支援する組織内議員も含めた各級議員は、立憲民主党、国民民主党、無所属へとそれぞれに新たな道を歩み出した。もちろん、連合兵庫が推薦・支援する各級議員も例外ではない。

こうした政局のなかで迎える 2019 年統一地方選挙および参議院選挙は、大変重要でかつ難しい取り組みが想定されるが、連合兵庫は、立憲民主党も、国民民主党も、戦術や一部政策の違いこそあれ、その基本は「労働者・生活者視線での政策実現」をめざす両党であると認識するだけに、両党間で、ことさらにその違いを強調しあい政府・与党を利することがあってはならないと受け止めている。また、支援する政党の分裂が、そのまま労働組合である連合をも分断することは決してあってはならない。

連合兵庫は、こうした認識のもと、働く人の立場にたった政策実現推進とそのために必要な各級選挙に一丸となって取り組める環境を整える観点で、「選挙における推薦基準の点検・見直し」、「組織内議員懇談会（仮称）の設立と役割発揮」、「立憲民主党および国民民主党両県連との連携強化」などが欠かせないと考えている。

5. 運動の基調

- ・ 全ての働く者の暮らしの底上げ・底支え、
ディーセント・ワークの取り組み推進
- ・ 安心社会の実現へ、関係組織との連携強化と一人ひとりの行動力発揮
- ・ 組織力量の強化と新組織体制への移行による運動基盤の確立

【 各 論 】

各論その1 組織力量の強化

【「40万連合兵庫」の実現へ組織拡大の着実な実践】

1. 「40万連合兵庫」の実現に向けた実践活動の強化と行動

来年は連合結成30年を迎え、2020年の目標達成に向けてラストスパートをかける年度でもある。

前期の活動（実践行動を中心としたオルグ行動）を継続して、連合兵庫、構成組織、地域協議会が三位一体となり、連合兵庫組織拡大プロジェクトとも連携し、一丸となって全力で組織拡大に取り組むが、新たなリストとして連合本部が有価証券報告書を元に作成した「子会社・関連関係リスト」を精査し、現行のターゲットリストに加えて組織拡大を遂行していく。具体的な行動は前期の活動を継続して取り組むこととする。

（1）未組織企業の組織化対策

- ① 組織拡大ターゲット企業を更に絞り込み関係組織と連携し定期的にオルグする。
- ② 過去の未組織企業オルグ履歴（約400企業）を基にオルグ行動を実施する。
- ③ 構成組織加盟組合の関連する子会社・グループ会社にアプローチを促進する。

（2）未加盟組合の加入促進

- ① 上部団体に加盟していない未加盟組合（2017年調査）県下375組合（48,035人）に引き続き3ヶ月ごとに訪問活動を実施する。
- ② 関連する未加盟組合は構成組織と連携して取り組む。
- ③ 連合兵庫、地域協議会に加盟していない構成組織加盟組合には、継続して加盟促進に向けて取り組む。

（3）非正規労働者の組織化

- ① 加盟組合の非正規労働者（パート・契約社員・派遣・請負等）の組合加入に向けて取り組む。

（4）関係団体へのアプローチによる組織化

- ① 兵庫県経営者協会、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県中小企業団体中央会との意見交換・情報交換を継続して実施する。また、県内の主要団体（兵庫県中小企業家同友会等）についても連合運動スタンスや労働組合必要性の理解と浸透をはかっていく。

（5）日常的な労働組合づくり

- ① アドバイザー3名で対応し成果をあげている「なんでも労働相談」からの組合結成は毎年増加しており、今後も個人加盟を含めて対応していく。
- ② オルガナイザー3名を中心に、4月から11月の第1土曜日を基本に街頭労働相談引

き続き実施する。

- ③ 連合兵庫ユニオンとの連携による組合結成に、引き続き取り組む。
- ④ 兵庫労使相談センターと連携し、組合づくり（組合結成）の相談に対応する。

【地域に根ざした顔の見える労働運動の展開】

2. 「地域に根ざした顔の見える運動」の一層の推進

- (1) 新地域協議会体制への移行に向けた取り組み
 - ① 昨年の大会において、2019年11月を目途に新たな地協体制に移行するため、地協再編検討委員会（再編検討委）ならびに、その下に地協再編プロジェクト（ブロック検討委）を設置して、検討すべき課題の洗い出しとその対応を整理してきた。引き続き検討を要する課題等を整理し、再編に向け具体的な取り組みを行う。
 - ② 構成組織は、引き続き、各地域協議会の活動に積極的に参画するための環境づくりに取り組む。
- (2) 労働福祉団体との連携による福祉事業の充実・強化
 - ① 労働福祉団体（労福協・労金・全労済など）との連携を継続強化し、労働者自主福祉事業の内容充実をはかるべく、組合員のニーズを踏まえ、積極的に意見反映していく。
 - ② 機関会議等において、各労働福祉団体の役割・意義を再認識する場や、各労働福祉団体の事業状況を提供し、構成組織・地域協議会を通じて、各団体の活動の周知と協力を組合員に働きかけていく。

【労働運動のパワーアップ促進】

3. 組織内外への発信力の強化

- (1) 広報・宣伝活動の強化
 - ① 組織内外への情報発信機能としての役割発揮にむけて、とりわけSNS（Facebook、Twitter等）およびホームページを活用し、具体的な対応として年間活動計画に基づきタイムリーな情報発信をはかる。
 - ② 連合兵庫NEOの活用徹底をめざし、組織内への情報発信の迅速化・効率化をさらに進める。NEOの活用浸透にあわせ、基本的には紙媒体の情報発信を無くし、NEOによる情報発信に集約していく。
- (2) 「連合の日」の取り組み
 - 「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」と連動し、引き続き毎月5日を中心に兵庫県下全域においてのアピール活動を実施する。

4. 人材育成と労働教育の強化

- (1) 次代を担う人材育成にむけて、構成組織の新役員・若手組合員を対象とした労働

法セミナーを開催する。なお、実施時期・規模等については、別途提起する。また、必要に応じ課題別の研修会を開催する。

- (2) 労働運動を学ぶ機会として、連合本部主催の研修会・セミナーや関係団体主催の労働講座等の活用をはかり、構成組織・地域協議会を通じて役員・組合員の積極的な参加を呼び掛ける。
- (3) 兵庫県下の大学校や関係団体に引き続き連合作成の『知っ手帳』の配布拡大をはかるとともに、大学等への講師派遣や寄付講座開設なども検討・実施する。
- (4) 組合役員・組合員に「ワークルール検定」受験を呼び掛けていく。

5. 青年委員会・女性委員会活動の充実

- (1) 連合運動の理解・浸透と、次世代を担う青年（男女）組合員の意見や考え方を把握し活動充実に結びつける観点から、連合兵庫役員との対話活動を実施する。
- (2) 各委員会において課題別の研修会や次世代のリーダー育成につながる交流会等を実施し、「仲間意識」や「連帯感」を醸成する。
- (3) 両委員会の活動強化・充実にむけ、共通課題やテーマが生じた場合は、合同での研修会・行事について検討・実施する。
- (4) 両委員会ともに、具体的な活動については、各委員会の三役（四役）会議・幹事会の中で徹底した議論のうえ、前例に捉われず、柔軟な発想や新たな発想も踏まえつつ、活動計画を策定し実践する。

6. 兵庫退職者連合との連携

第 16 期運動方針を踏まえ、引き続き、兵庫退連と連携し「現退一致」の活動を推進する。

7. 組織課題対応の取り組み

- (1) 「組織・財政課題検討懇話会」での継続検討
前期は、労働運動に女性の声をより反映していくため、「女性役員の登用のあり方」を中心に協議を行ってきた。（特別報告参照）
第 16 期後半年度では「（一財）兵庫勤労福祉センターの運営のあり方」について、関係各所と連携をはかりながら、今後の方向性の検討を進めて行く。

【平和・人権・連帯活動】

8. 平和・人権・連帯活動の強化

- (1) 世界平和の実現に向けた取り組み
世界平和の実現にむけ、連合の方針にもとづいて各種集会や要請行動に積極的に取り組む。

(2) 人権活動の取り組み

- ① 部落解放・人権政策確立にむけて、部落解放兵庫県民共闘会議（県民共闘）及び部落解放・人権政策確立要求兵庫県実行委員会と連携して取り組む。人権侵害救済法（仮称）の制定、人権確立に向けた制度・政策要求に取り組む。
- ② 就職差別の撤廃にむけた取り組みを県民共闘と連携し、行政等へ指導強化を要請する。さらに、各構成組織においても啓発活動や経営側への要請に取り組む。

(3) 連合平和行動の取り組みと参加

若年層の組合員の参加を呼びかけ、平和運動 in 沖縄・広島・長崎・根室の取り組みを継承していく。

【震災復興支援・自然災害対策の取り組み】

9. 震災復興支援・自然災害対策の取り組み

- (1) 大規模災害が発生した時、いち早く緊急救援活動が出来るよう、「防災・災害緊急対応マニュアル」を早急に作成する。また、ボランティアに対する意識を高めるための研修会・学習会等を実施し、災害ボランティアネットワークの確立をめざす。
- (2) 本年に入り、大阪北部地震、西日本大豪雨など大規模な災害が増加している。「絆」基金の取り組みについては、本来の目的・趣旨に沿った取り組みになっているかを再検証し、「防災・災害緊急対応マニュアル」と連動させ、必要な対応をはかっていく。また、引き続き1月～3月、6月～8月をキャンペーン期間として取り組む。併せて、各構成組織は、被災状況を迅速に把握する体制の点検・確立をはかることとする。

各論その2 政策・制度の取り組み

【政策・制度要求の取り組み】

1. 組織内議員懇談会（仮称）の設立

- (1) 組織内議員懇談会（仮称）について、前半年度において変化する政局の動向とそれに伴う構成組織の対応を見極めることを優先し設立には至らなかったが、設立趣旨である連合兵庫の運動課題や条例制定をはじめとする政策課題の解決に向けて、組織内議員及び擁立組織とのさらなる連携強化が欠かせない状況に変わりはない。こうした認識のもと後半年度においては、組織内議員懇談会（仮称）の位置づけを明確にしたうえで、連合兵庫推薦の組織内議員が主体性をもって政策課題の課題解決を進めることをめざし 同懇談会（仮称）を設立する。なお、設立に向けた詳細については連合兵庫政治センター幹事会において検討する。

2. 政策立案の強化とその実現にむけて

- (1) 政策立案に向けて、連合兵庫が中心となって運営している（一財）兵庫勤労福祉センターの「労使共同研究」や「勤労者意識調査」を通じて調査研究の充実・強化をはかる。

3. 県・市・町への政策・制度要求の取り組みの充実

- (1) 連合兵庫として、本年9月20日に兵庫県に対して要請した政策・制度項目について、要請を実施した。今後は、兵庫県としての検討状況を注視しつつ、要請趣旨に沿った回答の引き出しに努める。
- (2) 各地域においても政策制度の課題解決に向けた取り組みの強化は重要であることから、関係市・町に対し、具体的な要請趣旨・内容を明確にし、共有をはかることの重要性に鑑み、文書をもって必要な政策・制度要請を行う。

なお、第16期の政策制度課題については、その解決に向けて引き続き取り組んでいく。

各論その3 労働条件の底上げとディーセント・ワークの実現

【労働条件の底上げ実現】

1. 総合的な労働条件の改善に向けて

- ① 労働者の生活を維持・向上させるため、賃金や働き方のみならず社会的な分配のあり方も含め総合労働条件改善闘争をすすめる。
- ② 労使協議の充実をめざし、団体交渉や労使協議会の活性化をはかるとともに、労働協約の未締結解消と協約内容の点検活動を実施するなど春季生活闘争との連携による運動の集中化をはかる。
- ③ 自主福祉活動など労働組合の連帯を通じた相互扶助基盤の強化をはかり、勤労者とその家族の生活の維持・向上をはかる。

(1) 春季生活闘争の取り組み

- ① 連合の春季生活闘争方針（案）を踏まえた取り組みを展開する。
- ② すべての働く者の労働条件の底上げ・底支えと企業規模間・雇用形態間・男女間などの格差是正と均等処遇の実現をはかる。
- ③ 中小企業で働く者の労働条件改善をはかるため、中小共闘への結集を呼び掛けるとともに、地域ミニマム運動を継承・発展させ、中小共闘・非正規共闘の強化をはかる。

- ④ 「大手追従・大手準拠などの構造転換」とサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の運動を前進させる。
- ⑤ 社会に開かれた春季生活闘争の実現と波及、勤労者の生活や地域を支える産業の活性化と働く場の確保・創出をめざすため「地域フォーラム」を開催する。
- ⑥ 非正規労働者の労働条件改善にむけて、構成組織・地域協議会と連携し、非正規労働者の非正規共闘センターへの結集を呼び掛け、格差是正、底上げと待遇改善・均等待遇原則の法制化に向けた運動を展開する。また、構成組織・地域協議会・担当者等との情報・意見交換をはかり、地域での取り組みを強化する。
- ⑦ 労働力不足とIoT（Internet of Things）の普及や人工知能の活用といった技術革新などが社会・経済に大きな変革をもたらしつつあることを踏まえ、労使協議などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの確保、個々人のニーズに合った働き方の選択の実現・働きに応じた公正な処遇実現などの取り組みを強化する。
- ⑧ 具体的な取り組みについては、労働対策専門委員会での情報交換とともに意思統一をはかりながらすすめていく。

（2）最低賃金の取り組み

- ① 地域別最低賃金については、労働の対価としてふさわしい水準にまで引上げる取り組みを強化し、連合の掲げる「誰でも1,000円」への早期到達をめざすとともに、賃金の底支え機能を十分に発揮できるセーフティネットとしての実効性が高い水準へ大幅な引き上げをはかる。
- ② 特定最低賃金については、現在設定されている9業種の最低賃金を労使のインシアチブのもとに維持・継続し、企業内最低賃金協定の締結拡大とその産業のあるべき水準に引き上げることによって、企業間格差の是正と賃金の底上げをはかる。また、設定がされていない分野での新設にも努める。
- ③ 具体的な取り組みについては、連合兵庫最低賃金担当者連絡会議の機能強化に引き続き努めるとともに、認識共有と情報発信を進めていく。

【雇用の安定とワーク・ライフ・バランスの実現】

2. 雇用創出・安定への取り組み

- （1）雇用の創出と安定を実現させるため、兵庫県・兵庫県経営者協会・連合兵庫三者での情報交換を強化する中で課題の共有化をはかるとともに、対応策に対する認識を深めるなど積極的な取り組みを推進する。

3. ワーク・ライフ・バランス実現への取り組み

- （1）仕事と生活の調和をはかるため、男女ともに労働時間などの働き方を見直すとともに、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法などを活用し、男性の育児休業取得促進を含めた環境の整備をはかる。

- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、政労使四者（兵庫県・兵庫労働局・兵庫県経営者協会・連合兵庫）による『仕事と生活のバランス』ひょうご宣言の取り組みを推進する。
- (3) 「ひょうご仕事と生活センター」の運営に積極的に参画し、兵庫県・兵庫県経営者協会とも連携して「仕事と生活のバランス」に向けた啓発事業や相談員の派遣事業などに取り組む。

4. 事業組織再編における労働者の権利保護

- (1) 事業譲渡や会社分割など、あらゆる事業組織再編における「労働契約の継承」「雇用・労働条件の維持」など誠実な労使対応を念頭においた取り組みをすすめる。
- (2) 事業組織再編等により、雇用確保に問題が生じた場合は、（公財）兵庫県産業雇用安定センターとの連携をはかり、再就職に向けた支援活動の取り組みも進めていく。

【ディーセント・ワーク実現に向けたワークルールの整備】

5. 労働者保護ルールの確保に向けて

- (1) 解雇規制や労働時間規制の緩和、不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度など労働者保護を後退させようとする政府の動きに対し、連合本部の方針に基づき構成組織・地域協議会と連携して、労働者保護ルールの改悪阻止に取り組む。
- (2) 労働契約法について、採用内定の取消しや有期契約労働者の保護にかかる課題の解決に向けた法改正に取り組む。
- (3) 労働契約法第 18 条の無期転換ルールについて、運用状況の検証を行うとともに、無期転換直前での雇止め防止に向けた情報発信などを含む法内容の周知を行い、構成組織における点検活動を進める。

6. ブラック企業等の労働基準法違反の一掃

- (1) 兵庫労働局に対して、労働基準法違反を繰り返す企業の継続的なチェックの実施と改善にむけた取り組み強化を求めていく。
- (2) 過労死等防止対策推進法に基づく国等による実効性のある対策を求め、地方自治体における労働行政の充実・強化をめざす。
- (3) 職場への過労死等防止啓発月間などの周知に取り組む。

7. 公契約条例等の推進に向けて

- (1) 公契約条例を制定し、公契約のもとで働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など公契約の適正化をはかるために、地域協議会と連携し各自治体に制定を求めていく。

【働き方改革実現に向けた取り組み】

8. 働き方改革実現に向けた法改正への対応

- (1) 2019年4月1日から施行される「働き方改革関連法」について、労働政策審議会での議論や国会での審議を注視するとともに、連合本部の方針を踏まえた対応をはかる。
- (2) 職場における非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」策定における、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇に向けた取り組みを進める。
- (3) 長時間労働を助長する恐れのある「高度プロフェッショナル制度」については、労使協議において、導入の是非について十分な議論を踏まえた対応をはかる。

9. 長時間労働の是正にむけた取り組み

- (1) 時間外労働については労働者の健康を確保した適切な運用が行われるよう、すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と36協定の適正化がなされるよう徹底をはかる。
- (2) 勤務間インターバル（原則11時間）の導入など、長時間労働是正に向けた労使協定・労働協約締結の徹底に向けた取り組みを進める。

【労働安全衛生対策の推進】

10. 労働安全衛生活動の活性化に向けて

- (1) 職場における安全衛生対策に役立てていただくため、兵庫労働局、兵庫県、兵庫県経営者協会と連携し安全衛生対策全般にかかわる取り組みを実施する。
- (2) リスクアセスメントの推進やパワーハラスメント対策に取り組む。
- (3) メンタルヘルス対策、長時間労働などの過重労働対策に取り組む。
- (4) 過労死防止対策の対応、ストレスチェック制度点検に取り組む。

【労働紛争解決制度の充実】

11. 紛争解決関係機関との連携強化

- (1) 個別労働紛争解決機関である行政機関や法テラスと連携して個別紛争解決制度の有機的活用に取り組む。
- (2) 連合兵庫推薦労働審判員との情報交換・意見交換の場を設定する。
- (3) 顧問弁護士と連携し、相談対応の充実・強化をはかる。

各論その4 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

【あらゆる分野における男女共同参画の推進】

1. 連合兵庫「第3次男女平等参画推進計画」の着実な推進

(1) 連合兵庫「第3次男女平等参画推進計画」に基づき、2020年10月までに全ての組織が「3つの目標」を運動方針に明記し、男女が対等・平等な社会の実現をめざし取り組んでいく。

連合が掲げる「3つの目標」とは

目標① 働きがいのある仕事の実現と女性の活躍の推進をめざす。

目標② 仕事と生活の調和をめざす。

目標③ 多様な仲間の結集と労働運動の活性化をめざす。

(2) 組織財政検討懇話会での議論経過に基づき、連合兵庫の役員、機関会議にクォータ制度（男女平等を実現するために一定数を女性に割り当てる制度）の導入を実施する。また、構成組織・単組・地域協議会における役員・機関会議の女性参画率30%をめざしていく。

(3) 男女共同参画推進委員会において、組織実態（男女比等）や参画目標の進捗状況を調査するとともに、障害となっている原因を分析する。

(4) 具体的な取り組みについては、男女共同参画推進委員会・女性委員会等において検討を進めていくこととし、必要があれば「組織財政検討懇話会」とも連携をはかっていくこととする。で

2. 女性リーダーの育成

(1) 女性委員会による研修や要請行動および女性議員との交流等を推進するとともに、連合本部や近畿ブロックが開催する「女性リーダー養成講座」や「男性リーダー対象の男女平等講座」にも積極的な参加を要請する。

3. 男女平等月間・国際女性デーの取り組み

(1) 男女平等に関する課題を周知するため、毎年6月を「男女平等月間」と位置づけ、職場・地域での取り組みを積極的に推進する。

(2) 毎年3月の「国際女性デー」は、引き続き連合兵庫推薦の女性議員団と連携しアピール活動に取り組む。

各論その5 政策実現に向けた政治活動の強化

《基本》

- (1) 政策実現に向けた政治活動の強化については、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
- (2) 連合がめざす政策・制度要求の実現に向けて、来年施行予定である第19回統一地方選（4月）・第25回参議院議員選挙（7月）は重要な取り組みである。働く者の立場での政策実現に向けて各級選挙に一丸となって取り組める環境づくりに努める。

1. 国民民主党・立憲民主党両県連および議員との連携強化

- (1) 政党との関係は、「連合の政治方針」を基本に、連合本部・連合兵庫が政策協定を締結した政党との連携をはかり政策協議等をすすめる。その際には、連合兵庫が推薦・支持する国会議員・地方議員との連携を強化する。
- (2) 政党との連携については、立憲民主党および国民民主党両県連とも生活者・勤労者に目線を合わせた政策の実現をめざしている政党であることに鑑み、より緊密な連携と意見交換を通じて相互信頼関係の構築をめざす。

2. 連合兵庫公職選挙推薦基準及び推薦手続きの一部見直し

- (1) 連合兵庫は、第48回衆議院議員総選挙の結果などを踏まえ、各級選挙において組織が一体感をもって取り組むことができる環境整備を行うことを前提に、候補者推薦のあり方などについて政治センター等で検証をすすめてきた。取りまとめた具体的な内容については本地方委員会において第3号議案として提案する。

3. 第19回統一地方選への対応

- (1) 地域における連合の政策実現力を強化するため、連合及び連合兵庫の「統一地方選挙取り組み方針」に基づき取り組みをすすめる。
- (2) 組織の一体感を醸成し総力を挙げて、2019年実施予定の第19回統一地方選挙をはじめとする首長・自治体議員選挙に取り組み、推薦・支持する候補者全員の当選をめざす。

4. 第25回参議院議員選挙への対応

- (1) 私たちがめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けては、生活者・勤労者目線での政策制度改善に向けて積極的に政治活動を推進することが欠かせな

い。連合兵庫として、働く者の代表としての候補者を主体的に推薦し、議席の獲得に向け組織が一丸となった取り組みを進められる環境づくりをすすめ、推薦する候補者の当選をめざす。